

## 判例研究

# 違法判断の基準時

法科大学院教授 藤代 浩則

一般乗用旅客自動車運送事業経営許可申請却下処分取消等請求控訴事件  
東京高裁平成30年5月24日判決判例時報2417号3頁  
(東京地裁平成29年12月7日判決判例時報2417号10頁, 判例タイムズ1452号  
88頁)

### 参照条文

道路運送法6条

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する  
特別措置法(平成25年法律83号による改正前のもの)6条2項

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び  
活性化に関する特別措置法14条の4

行政事件訴訟法37の3条5項

### 【事案の概要】

本件は、原告が、道路運送法5条に基づき一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業〔以下「個人タクシー事業」という。〕)の経営許可申請をしたところ、処分行政庁から、同申請が同法6条2号に適合しないとしてこれを却下されたことに対し、同申請却下の取消しを求めるとともに、同事業の許可の義務付けを求める事案である。

#### (1) 平成21年特措法制定までの経緯

##### ア 道路運送法の改正と緊急調整措置の創設

道路運送法は、従前、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業について、いわゆる需給調整規制を前提として免許制を採用していたが、平成

12年法律第86号による改正（施行日は平成14年2月1日。以下「平成12年改正」という。）により、上記需給調整規制が廃止されて、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業への参入につき免許制から許可制に移行するなどの大幅な規制緩和が行われ、新規事業者の参入や増車による事業の拡大が容易となった。

もっとも、平成12年改正においては、上記需給調整規制を廃止する一方で、新たに一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）について緊急調整措置の制度を創設し（道路運送法8条）、国土交通大臣において、タクシー等の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる地域を期間を定めて緊急調整地域として指定し、新規参入や増車を禁止することができるものとした（同条1項）。

運輸省（当時）自動車交通局は、平成12年改正に当たって、緊急調整措置の制度導入の理由について、「タクシー事業には、事業者の極めて強い増車指向等により供給過剰になりやすい特性があるのみならず、著しい供給過剰に陥った場合には輸送の安全や適正な利用者サービスの確保の点で問題のある行為が増加するという実態がある。」と説明した。

#### イ 特別監視地域の指定制度

道路運送法8条の緊急調整措置は、上記アのとおり、極めて権利制限性の強い規制であり、緊急調整措置を発動するような事態が生じることを事前に抑止する必要があるとして、監査や行政処分の運用上の予防措置として「特別監視地域」の指定制度が設けられた。

特別監視地域の指定制度とは、タクシー等の供給過剰の兆候のある地域を特別監視地域に指定し、同地域においては、特に事故や法令違反、利用者からの苦情の多い事業者、新規事業者及び増車実施事業者について重点的に監査を実施するとともに、行政処分及び点数制の点数の付加について厳格化するなどの措置を講じることとするものである。

#### ウ 特定特別監視地域及び準特定特別監視地域の指定制度

平成19年度の特別監視地域の指定に伴い、試行的な措置として、特別監視地域の指定を受けた地域のうち一定の営業区域を「特定特別監視地域」、特別監視地域の指定を解除された地域のうち一定の営業区域を「準特定特別監視地域」としてそれぞれ指定し、これらの地域においては、新規参入や増車に際して事業者に運転者の

労働条件等に関する計画を求め、安易な供給拡大に対する事業者の慎重な判断を促すなど、著しい供給過剰を未然に防止するための各種施策を講じることとされた。

## エ 特別監視地域の指定要件の変更等

上記イの特別監視地域の指定要件は、主として、日車実車キロ（1日1台当たりの実際に旅客を運送した距離のこと）及び日車営収（1日1台当たりの営業収入のこと）について前5年平均と比較し需給状況を判断するというものであったが、この要件では、供給過剰状態にあったとしても、需給状況が直近で大きく悪化していない地域や長期にわたって緩やかに悪化している地域は特別監視地域に指定されないなどの問題があるとされた。そのため、平成20年7月11日、特別監視地域について、より実態に即した指定がされるよう、新たに特別監視地域の指定基準として、需給調整規制を行っていた最終年度である平成13年度の日車実車キロ及び日車営収との比較を追加するなどの見直しが行われた。

なお、処分行政庁は、平成22年4月1日、県南東部交通圏を特別監視地域及び特定特別監視地域に指定した。

## (2) 平成21年特措法の制定

ア 平成21年6月26日に公布され、同年10月1日に施行された平成21年特措法は、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を国土交通大臣が特定地域として指定する「特定地域指定制度」を創設した（平成21年特措法2条5項、3条1項）。

イ 国土交通大臣は、平成21年9月29日、平成21年特措法4条1項に基づき、基本方針（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針）を定めこれを告示した。

ウ 関東運輸局長ほかは、平成21年9月30日、本件措置基準（特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について）を定めて公示した。

本件措置基準は、「Ⅰ. 特定地域の指定等」「1. 特定地域の指定」において、特定地域の指定をする要件（以下「特定地域指定基準」という。）を定めている。

また、本件措置基準は、「Ⅲ. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の申請等に対する取扱い」「2. 個人タクシーに係る新規許可」「(1) 処理方針」において、「提出された収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で当該運輸開始後に新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであるものに限

り許可するものとする。ただし、基本方針の趣旨に照らし、特別の事情があると認めるものについては、この限りでない。」（以下、この要件を「収支計画要件」という。）と定めている。

### （３） 特定地域の指定

国土交通大臣は、平成22年4月1日、平成21年特措法3条1項に基づき、同日から平成25年3月31日までの期間、県南東部交通圏（本件審査基準I. 1. 参照）を特定地域として指定し（以下、この指定を「本件特定地域指定」という。）、その旨告示した。

### （４） 原告の申請及び申請却下の経緯

ア 原告は、平成24年9月24日、処分行政庁に対し、県南東部交通圏を営業区域とする個人タクシー事業の経営許可申請（以下「本件申請」という。）をした。

イ 原告は、平成24年12月19日、処分行政庁に対し、収支計画要件に関する資料を提出した。

ウ 国土交通大臣から権限の委任を受けた処分行政庁は、平成25年2月7日、原告に対し、本件申請が収支計画要件に該当せず、道路運送法6条2号に適合しないとして、本件申請を却下し（以下、この本件申請を却下する旨の処分を「本件却下処分」という。）、同月8日、原告に通知した。なお、本件申請は、収支計画要件以外の許可要件を満たすものであった。

### （５） 本件訴え提起に至る経緯

ア 原告は、平成25年4月1日付けで、国土交通大臣に対し、本件却下処分の取消しを求めて審査請求をしたが、国土交通大臣は、平成26年6月13日、原告の審査請求を棄却する旨の裁決をし、その頃原告に通知した。

イ 原告は、平成26年12月11日、本件訴えを提起した。

### （６） 平成21年特措法の改正

ア 平成21年特措法は、平成25年法律第83号により改正され、平成25年特措法は、平成26年1月27日に施行された。

イ 県南東部交通圏は、平成26年1月27日以降、準特定地域（平成25年特措法2条6項、3条の2第1項）に指定されている。

## 【判決の要旨】

本件義務付けの訴えにおける本案要件の存否判断は、事実審の口頭弁論終結時の法令によるのが原則である。

もっとも、処分行政庁は、平成21年特措法が効力を有していた平成25年2月7日に本件申請を却下し、その後の同年11月27日に平成25年特措法が公布され、平成26年1月27日から施行されることとなった。そして、県南東部交通圏は平成25年特措法に基づく準特定地域に指定されているところ、平成25年特措法14条の4は、準特定地域における許可申請は、道路交通法六条各号に掲げる基準のほか、当該許可を行うことにより当該準特定地域におけるタクシー事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するかどうかを審査しなければならないとする。そうすると、前記アの原則に基づいて事実審の口頭弁論終結時の法令により本件申請に対する審査が再度行われた場合には、本件却下処分時の道路運送法及び平成21年特措法3条1項では考慮することが許されなかった需給調整規制、すなわち、申請された事業の計画内容と関わりなく、需要と供給の均衡を考慮した許可要件の審査がなされることとなる。

義務付けの訴えにおける本案要件判断の基準時（いかなる時点の事実関係及び法令を前提とすべきか）は事実審の口頭弁論終結時とするのが原則であることは前述のとおりであるが、併合提起されている取消訴訟の基準時である処分時における法令によれば違法となる審査基準でなされたことを理由に却下処分が取り消されるべきものであるにもかかわらず、口頭弁論終結時を基準時として、その後の改正法令に基づく審査をすると異なる判断となる可能性が高い本件のような場合に（平成25年特措法14条の4による場合には、本件申請は審査基準に適合しないものと判断される可能性が高い。）、上記原則的取扱いを貫くことは、被控訴人にとって著しく不利益となり、その申請者としての法律上の地位を理由なく害されることとなるから、当事者間の信義・衡平に照らし、許されないというべきである。

したがって、本件義務付けの訴えにおいては、平成25年特措法ではなく、本件却下処分時の道路運送法及び平成21年特措法（収支計画要件によることができないことは前述のとおりである。）を前提に本案要件の存否を判断するのが相当である。

## 【第1審】

東京地裁平成29年12月7日判決 判例時報2417号10頁,  
判タ1452号88頁

### (判決の要旨)

平成21年特措法の下で道路運送法4条1項の許可を受け、許可に係る個人タクシー事業を継続して行い得るといふ地位は、平成25年特措法の下においても保護された法律上の地位であり、これは憲法22条1項により保障された営業の自由由来するものであるところ、違法な申請拒否処分がされた場合、許可権者は、自ら違法な申請拒否処分をしたものであるといふのに、当該申請拒否処分時に適法に申請を認容していたならば、現時点において申請者に認められる法律上の地位を、新たにする処分時の法令を適用することで剥奪することは、道路運送法上許容されるものではないといふべきである（このようなことは、信義則にも反するものである。）。

以上によれば、個人タクシー事業の許可申請を認容すべきものであったとして申請拒否処分が取り消されるべきである場合、申請拒否処分時の法令を前提に義務付けの訴えの本案要件の存否を判断すべきものと解するのが相当である。

## 【評釈】

### 1 違法判断の基準に関する従来の議論

(1) 係争の対象となっている行政処分について取消訴訟を提起した場合に、判決によって結論がでるまでには相当の期間を要する。裁判係属中に、当該処分の根拠法令が改廃されたり、あるいは当事者において事情が変わるなど事実状態が変動することもあり得る。このような場合に裁判所が当該処分の違法性を判断するにおいて、当該処分がなされた時点における法令及び事実状態を基準として判断する（「処分時説」）のか、あるいは口頭弁論終結時における法令及び事実状態を基準とする（「判決時説」）のかという問題が生じる。

処分時説<sup>1</sup>は、行政法秩序の第一時的形成権は行政権に専属するとみるのが、現行法の建前だとすれば、裁判所は原則として処分の適法性の事後審査にとどまるべ

---

1 原田尚彦「行政法要論全訂第7版〔補訂版〕」410頁

きであることを理由とする。これに対して、判決時説<sup>2</sup>は、取消訴訟の本質を行政庁の第一次的判断権を媒介として生じた違法状態の排除にあること、あるいは行政処分法規に対する適合性の有無が判断対象であることを根拠としている。

(2) 取消訴訟に関して判例は「処分時説」によっているとされる。すなわち、「行政処分の取消又は変更を求める訴訟において裁判所の判断すべきことは係争の行政処分が違法に行われたかどうかの点である。行政処分が行われた後法律が改正されたからと言って、行政庁は改正法律によつて行政処分の当否を判断することはできない」(最判昭和27年1月25日民集6巻1号22頁)、「行政処分の取消又は変更を求める訴えにおいて、裁判所が行政処分を取り消すのは、行政処分が違法であることを確認してその効力を失わせるのであって、弁論終結時において、裁判所が行政庁の立場に立って、いかなる処分が正当であるかを判断するのではない。緒論のように弁論終結時までの事情を参酌して当初の行政処分の当否を判断すべきものではない」(最判昭和28年10月30日行集4巻10号2316号)と処分時説に立った判示をしている。本事例と同様の申請拒否処分に対する取消訴訟においても、「行政処分は原則として処分時の法令に準拠してされるべきものであり」として、違法判断の基準時は申請時ではなく処分時であると判示している(最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁)。

(3) 本評釈は、取消訴訟における違法判断時についていずれの時点とするのかを主たる目的とするものではなく、判例がとる処分時説に立った場合に、本事例のような申請型義務付け訴訟における違法判断時を併合提起した取消訴訟と同様とするべきなのか、あるいは判決時説とするのかに関するものであることから、取消訴訟については判例に従い処分時説によることとする。

## 2 問題の所在

(1) 申請型義務付け訴訟は、平成16年の行政事件訴訟法改正によって法定化された抗告訴訟である。改正前においても、解釈上は、無名抗告訴訟として認められるものと理解されていた<sup>3</sup>。しかし、これを認めるとする学説においても、例外的訴訟であることから、①一義的明白性(発動すべき処分が一義的に定まっている

2 田中次郎「行政法上巻」348頁。雄川一郎「行政争訟法」219頁

3 無名抗告訴訟としての義務付け訴訟の存在を認めた下級審判決として、東京高判昭和56年11月30日判時1030号25頁、東京地判平成13年12月4日判時1791号3頁などがある。

こと), ②緊急性 (原告に回復しがたい損害発生する緊急性があること), ③補充性 (他に手段がないこと) の三要件が必要であるとされていた。しかも, これらの要件は厳格であったために, ほとんど利用されていなかった<sup>4</sup>。しかしながら, 行政需要が増大する現代社会においては, 行政に対する国民の意識が強まったこともあって, これまでの取消訴訟のみでは十分にこれら国民の行政需要に的確に 대응することができなくなってきた。そこで, 平成16年改正において, 国民の権利救済を実効的にするために義務付け訴訟を法定化したのである。

(2) 平成16年改正によって法定化された義務付け訴訟であるが, 違法判断の基準時については, 改正に際して, 遅くとも事実審の口頭弁論終結の時点において本案要件を満たしている必要があると説明されている<sup>5</sup>。つまり, 申請型義務付け訴訟においては, 取消訴訟とは異なり「判決時」をもって違法判断基準時とするのである。

なお, 処分によっては, 判決で義務付けられた処分の効力が申請時その他の過去の時点に遡って生じる場合がある。例えば, 介護保険法の要介護認定は, 申請のあった日に遡ってその効力が生じると規定されている (介護保険法27条8項)。遺族基礎年金・遺族厚生年金は, 被保険者又は被保険者であった者の死亡当時, その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されるものであるから (国民年金法37条の2第1項, 厚生年金保険法59条1項), 生計維持要件の判断基準時も被保険者又は被保険者であった者の死亡時となる<sup>6</sup>。これらの場合は違法判断の基準時も法令で決まることになるので, 処分時か口頭弁論終結時かという問題は生じない。本検討は, これらのような法令で判断基準時が規定されている場合を除く。

(3) 申請型義務付け訴訟の訴訟要件は, その第1として「当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当期間内に何らかの処分又は裁決がされないこと」(行訴法37条の3第1項1号), または「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において, 当該処分又は裁決が取り消さるべきものであり, 又は無効若しくは不存在であること」(同項2号)である。第2としては, 「法令に基づく申請又は審査請求をした者」である (行訴法37条の3第2項)。第3は, 不作違法確認訴訟又は取消訴訟若しくは無効確認訴訟を提起す

---

4 平成16年改正前の裁判例として第三者による義務付け訴訟の可否が正面から争われたケースがある (東京地判平成13年12月4日判時1791号3頁)。同判決は, 義務付け訴訟に関しては一義的明白性の要件を欠くとして却下している。

5 川神裕「条解行政事件訴訟法第4版」779頁

6 東京地判平成28年2月26日判時2306号48頁



ることである（同条3項）<sup>7</sup>。

本件事案は申請拒否処分に対する義務付け訴訟であるから、取消訴訟を併合提起することが求められている。取消訴訟と申請型義務付け訴訟とが併合提起された場合、取消訴訟は判例によれば処分時が判断基準時であるのに対して、申請型義務付け訴訟における違法判断の基準時については、平成16年改正における説明によれば、遅くとも事実審の口頭弁論終結の時点において本案要件を満たしている必要があることになり、違法判断の基準時が異なるということになる。

このように併合提起した訴訟の違法判断基準時が異なると、次のような問題が生じる。すなわち、①「当該処分について処分時を基準とすると適法であるが、口頭弁論終結時を基準とすると違法という場合」と、②「処分時に違法であるが、口頭弁論基準時には適法ということになるという場合」とがある。①の場合は、取消訴訟は棄却、申請型義務付け訴訟については却下される<sup>8</sup>ことから問題は生じない。これに対して、②の場合は、取消訴訟は認容されるのに対し、申請型義務付け訴訟は棄却されるという結論になることが予想される。しかし、原告としては、申請拒否処分されたことに不服があり、司法判断によって当該申請行為を実現することを目的として訴訟を提起したにもかかわらず、当該申請拒否処分は違法であっても当該申請による行為が実現できないのであれば、原告の救済をはかることはできない。行政側としても、当該申請拒否処分は違法と認定されたのであるから、それに対する控訴を検討することになる。その場合、申請型義務付け訴訟については請求棄却となったことで、前者についてあえて控訴する必要があるのかというように、上訴を検討するにあたって訴訟経済上の問題が生じることになる。このように、申請型義務付け訴訟における違法判断基準時については、併合提起する取消訴訟のそれとの関係で問題が生じる。

---

7 原告の選択によっては、従来通り取消し訴訟のみ、不作為違法確認訴訟のみを提起することも可能である。また、申請型義務付け訴訟のみを提起した場合でも、却下の裁判がされるまでの間に、行訴法19条によって不作為違法確認訴訟又は取消訴訟を追加的に併合することも許容される（福井秀夫ほか共著「新行政事件訴訟法 逐条解説とQ&A」374頁）

8 実務的には、併合提起された訴訟に係る認容が訴訟要件とされている（訴訟要件説）。最判平成26年7月14日判時2242号51頁。これに対して、同要件は本案勝訴要件であるとする立場からは、取消訴訟が請求棄却される場合であっても、義務付け訴訟は請求棄却となる（宇賀「行政法概説Ⅱ第6版」338頁。川神前掲775頁）。

### 3 学説について<sup>9</sup>

申請型義務付け訴訟における違法判断基準時についての考え方は次のように整理できる。

- ①民事訴訟の原則に従い、口頭弁論終結時とする立場<sup>10</sup>。
- ②「原則として、処分時（厳密には、本来処分をすべきであった時点）に適法に申請を認容していたならば、現時点（申請拒否処分取消訴訟の場合は判決時）において認められるはずの法的地位を、当該申請者に認めるべきであり、専ら現時点を基準に当該申請者に対し処分を行うべきではない。換言すれば、行政庁は、自ら違法に申請認容処分をしなかったために、申請認容処分に対する信頼が私人に生じなかったことを理由に、私人を不利益に扱ってはならない。」ことを根拠として、取消訴訟と同様に申請型義務付け訴訟についても処分時基準とする立場<sup>11</sup>。
- ③「行政庁が一定の処分をしないことが違法であってただちにそれをすべきであるかどうかは、判決時（口頭弁論終結時）の法・事実状態を基礎として判断される。これに対し、原告が判決時ではなくたとえば申請時の法・事実状態を基礎として処分（申請時を始期とする給付の決定、等々）がされるべきことの義務付けを求めている場合に、裁判所がいかに答えるかは、それとは別個の、いわば個別実体法の解釈運用の問題である。」とする立場<sup>12</sup>。

### 4 検討

本事例のような申請拒否処分に関する申請型義務付け訴訟（行訴法37条の3第1項2号）において、取消訴訟を併合提起することが訴訟要件として求められている。申請型義務付け訴訟において、取消訴訟の併合提起を訴訟要件としたのは、訴訟提起から義務付け判決に至るまでには長期間の審理が想定されているところ、取消判決を直ちにすることが可能な場合には、行訴法37条の3第6項により義務付け訴訟を中止し、取消判決をすることにより、紛争が迅速に解決されることが期待

---

9 学説の整理に際しては、横田明美「義務付け訴訟の機能」（弘文堂）、高橋心平「申請型義務付け訴訟における違法判断基準時」判例タイムズ1459号5頁、春日修・判例評論737号8頁を参考にした。

10 塩野前掲245頁

11 山本隆司「取消訴訟の審理・判決の対象－違法判断の基準時を中心に（2・完）」法曹時報66巻6号30頁

12 小早川光郎「行政法講義下Ⅲ」110頁

することができることからである。すなわち、申請型義務付け訴訟においては、不作為違法確認訴訟や申請拒否処分に対する取消訴訟による救済方法との関係を整序する必要があることに加えて、これらの訴えに係る請求に理由があることが、義務付け訴訟による救済の必要性を根拠付ける事実となり、また、義務付け判決の本案要件ともなることから、これらを訴訟上明らかにするためもあって、併合提起を訴訟要件としたのである<sup>13</sup>。このように併合提起の要件は、論理必然的なものではなく、訴訟による一回的解決・早期解決という訴訟経済を主たる理由としているのである。

申請拒否処分に対して不服のある申請者（原告）が訴えを提起するのは、当該処分が違法であり、それを是正することによって、自らが申請した内容を実現することにある。平成16年の行訴法改正前は法定抗告訴訟として義務付け訴訟が規定されていなかった。そのため、申請拒否処分を受けた申請者としては、まずは取消訴訟を提起し、勝訴判決をもって、あらためて行政庁において審査を受けることによって申請内容の実現を図ることとなる。しかし、判決確定後に再度審査を受けることによる不経済性もさることながら、判決の拘束力は、当該取消訴訟において違法とされた理由にしか及ばず、申請認容にまでは及ばないために、別の理由で申請拒否処分が再度されるおそれもあり、必ずしも申請者の救済に資する規定になっていなかった（この点、不作為違法確認訴訟においても、同判決の拘束力は、行政庁に対して何らかの処分をすることであり、申請を許可することを義務付けるものではないために、行政庁は申請に対する拒否処分をすることもあり、取消訴訟の場合と同様の問題が生じる）。そのため、申請拒否処分を受けた者にとっては非常に使い勝手の悪い訴訟制度であって。これを解消するために平成16年改正によって申請型義務付け訴訟が法定化されたのである。このように申請者にとって使い勝手のよい制度として申請型義務付け訴訟が法定化されたのであり、申請拒否処分を受けた申請者としては、不服のある申請拒否処分を取り消させた上で、申請通りの内容の実現を期待するのは当然のことである。したがって、当該申請拒否処分時における判断が違法であれば、申請は認められるものであり、その後の口頭弁論終結時まで生じた法令の改廃あるいは事態の変更をも判断に入れることは、義務付け訴訟によって解決を図りたいという申請者の期待に反することになり、平成16年改正の趣旨である国民の実効的権利救済に悖る結果となってしまふ。原判決において、

---

13 小林久起「司法制度改革概説3 行政事件訴訟法」169頁

「(信義則にも反するものである)」と判示したのも同様の趣旨と考えられる。また、取消訴訟における効果は、処分時に遡及して効力が失われることにある。申請拒否処分についてこれをみるに、取消判決によって当該申請拒否処分は申請に対する処分時に遡って効力が失われるのであるから、処分庁としては、当該申請拒否処分は違法であるという判決の効力(拘束力(行訴法33条))を受けつつ、処分時に戻ってあらためて審査することになるのであるから、申請を認容するか否かについては、結局のところ申請に対する処分時における法令及び事実(申請内容)ということになる。

以上のことからすれば、申請型義務付け訴訟における違法判断の基準時は、併合提起した取消訴訟と同様に処分時とするのが、平成16年改正の趣旨である実効的な権利救済の視点からしても合致している。

## 5 まとめに代えて

私人が行政に関わる場面としては、行政に対して給付を求める申請手続がある。係る申請に対して拒否された場合には、選択する訴訟は申請型義務付け訴訟と取消訴訟である。両訴訟において違法判断基準が異なったのでは、申請者である原告としては、違法判断基準を処分時と判決時とのいずれに設定して争うのかで訴訟戦略が大きく異なってしまし、それだけ訴訟上の負担を課すことになる。これでは、行政訴訟の使い勝手をよくし、それによって実効的権利救済を図るという平成16年改正の趣旨に反することになってしまう。そこで、申請型義務付け訴訟とそれに併合提起した取消訴訟における違法判断基準時について統一的な基準を判示した本訴訟の意義は実務上大きな意義があるものと考えられる。